

# Monthly Letter

2010・Apr.



名古屋市中区丸の内 2-10-30 インテリジェント林ビル 2F

## 今月から「改正労働基準法」が施行 時短への取組みは？

### ◆この4月から施行

改正労働基準法が施行されましたが、法改正に対応する積極的な動きは、大手企業においてもあまり目立っていないようです。業績不振に苦しむ企業にとっては、長時間労働の解消（時短）に取り組む余裕がないのが現状です。

今回の改正の中心は、(1) 労使協定を締結すれば従業員が1時間単位で有給休暇を取得できる、(2) 月60時間以上の時間外労働に対する割増賃金率を現行の25%から50%に引き上げる、という2点です（中小企業については当分の間、法定割増賃金率の引上げについては猶予されます）。

### ◆「時間単位有休」「割増賃金率の引上げ」と時短

現在、年次有給休暇は原則として1日単位でしか取得することができませんが、改正後は、労使協定があれば1時間単位で年間最大5日分を取得することが可能となります。

しかし、「生産現場の要員配置やライン稼働に大きな影響が出る」といった理由から、1時間単位の有給休暇制度の導入を見送る企業も少なくないようです。

この制度の導入には労使間の協議が必要ですが、労働者側からの導入の要求自体が出ないケースもあります。

その一方で、時間外労働の割増賃金率の引上げへの対応については、労務コスト削減のために時短を進めることが考えられますが、準備を進めている大手企業はあまり多くはないという調査結果もあるようです。

### ◆導入される見通しの国際会計基準

2015年までに上場企業に義務付けられるとみられる国際会計基準（IFRS）では、企業は未消化の有給休暇に相当する費用を引当金として負債に計上しなければならない見通しとなっています。負債の増加を嫌う企業は多く、この制度導入が従業員に有給休暇の取得を促す可能性があります。有給休暇関連の引当金の負債計上に伴い、引当金に対応する費用の

計上も必要になります。一般的な事務職員の場合は、損益計算書の中で人件費として計上される見通しとなっています。ただ、製造業に従事する労働者や技術者などの場合、この費用は、実際に製品として売買の対象になるまでは棚卸資産として一時的に計上され、製品として売りに出された場合、一般的に製造原価として損益計算書に反映することになりそうです。

## 新卒者を体験雇用した場合に支給される奨励金

### ◆ 2月にスタートした「新卒者体験雇用事業」

厚生労働省は、今年2月1日に「新卒者体験雇用事業」をスタートさせました。

この取組みは、就職先が決まっていない新規学卒者を対象として、体験的な雇用の機会を設けることで就職先の選択肢を広げるとともに、企業と求職者間の相互の理解を深め、その後の正規雇用への移行を促進することを目的としています。

以下では、この事業の中心となる「新卒者体験雇用奨励金」の概略についてご紹介します。

### ◆ 体験雇用の対象となる新規学卒者

この「新卒者体験雇用奨励金」は、就職先未決定の新規学卒者を31日間の体験雇用（有期雇用）として受け入れた企業に対して、対象者1名につき「月額8万円」を支給するものです。

体験雇用（有期雇用）の対象となる新規学卒者は、以下の（1）（2）のいずれにも該当する者のうち、「正規雇用の実現」または「雇用機会の確保」のために、体験雇用を経ることが適当であると公共職業安定所長が認める者です。

**（1）平成21年10月から平成22年9月末までに卒業した者で、雇入れ開始日現在の満年齢が40歳未満の者**

**（2）ハローワークに求職登録を行い、就職先が未決定の者**

### ◆ 奨励金受給のための要件

この奨励金を受給するための要件は、以下の通りです。

**（1）ハローワークに「体験雇用求人」を登録すること**

**（2）体験雇用は31日間の有期雇用であること**

**（3）体験雇用開始の日から10日以内に「体験雇用実施計画書」を提出すること（提出にあたっては対象者の同意を得る必要がある）**

**（4）体験雇用終了日の翌日から起算して1カ月以内に「体験雇用結果報告書兼新卒者体験雇用奨励金支給申請書」を提出すること（提出にあたっては対象者の同意を得る必要がある）**

◆ 1人当たり8万円を支給

ハローワークによる審査終了後に、対象者1人当たり8万円の奨励金が支給されることとなっています。

なお、平成23年3月末までに体験雇用を開始した対象者が奨励金の支給対象となりますが、体験雇用終了後の正規雇用への移行に関しては、他の「雇入れ助成金」の支給対象とはなりませんので、注意が必要です。

## 「ツイッター」の利用拡大と採用活動への活用

◆ 鳩山首相も活用

インターネット上で、140文字以内でメッセージをやり取りするコミュニケーション・サービスの「ツイッター」がブームとなっています。

鳩山首相を初めとする政治家やカリスマ経営者など、有名人のユーザー登録・利用も増えるなどの影響により、利用者はますます増えていきそうです。

◆ 140字以内の投稿

この「ツイッター」は、「ミニブログサービス」とも言われており、日常の出来事や自分の身の周りで起きたこと、感想などを、140文字までの短文でインターネットに投稿するものです。投稿のことは「ツイート（つぶやき）」と呼ばれ、「ツイッター」の語源となっています。

特定の人アドレスを登録することにより継続的な読者となることができるため、「ブログ」と比較すると、より短時間で情報が広まりやすいという特徴を持っています。

◆ 社長によるメッセージ発信

採用活動にこの「ツイッター」を活用する中小企業も出てきているようです。社長が「ツイッター」を活用して直々にメッセージを流したベンチャー企業の就職イベントには、2日間で約40名の参加者が集まったそうです。

別の会社の社長は、「企業のトップと就職活動中の学生とが直接的につながることができ、新しい試みとして非常に有効である」といった感想を述べています。また、「人材を募集しようとお金をかけて広告を出したがなかなか人が集まらず困っていたところ、ツイッターを活用したら30人ほど反応があった」という人事担当者もいるようです。

◆ 新しい募集・採用手段として

また、「ツイッター」を「就職活動中の情報収集手段」として捉える学生も増えているよ

うです。

これからの時代、新しい募集・採用手段として「ツイッター」を活用する企業も増えてくるのではないのでしょうか。

## 所得の地域格差はどのくらいある？

### ◆地域間格差は高水準のまま推移

内閣府は、都道府県ごとの所得を示す 2007 年度の「県民経済計算」を発表しました。各都道府県の 1 人当たりの所得は平均 305 万 9,000 円（前年度比 0.7%増）となり、4 年連続で前年度を上回りました。47 都道府県のうち、29 府県で増加、18 都道県で減少となっています。

地域別にみると、中国や九州など製造業の拠点が増えた地域では伸びましたが、北海道・東北や四国はマイナスとなりました。

地域間格差を示す指数は前年比ほぼ横ばいでしたが、2000 年代前半に差が広がった状態がそのまま続いています。内閣府では、「県民所得のばらつきは高水準にとどまっており、地域間の格差の広がり統計的に裏付けられた」としています。

### ◆上位 5 都県の平均所得 360 万 5,000 円

1 人当たりの所得は、働く人の賃金や企業の利益、配当や利子の収入の合計を人口で割って計算されます。ここでの所得には個人所得のほか、法人所得も含まれているため、個人の所得水準というよりも、地域全体の経済力を示しています。

1 人当たりの所得の実額を都道府県別で比較すると、**上位 1 位～5 位は、東京都（454 万円）、愛知県（359 万円）、静岡県（338 万円）、神奈川県（328 万円）、三重県（323 万円）となっており、上位 5 都県の平均県民所得は約 360 万 5,000 円**となっています。

下位 1 位～5 位は、沖縄県（205 万円）、高知県（211 万円）、宮崎県（215 万円）、長崎県（219 万円）、鹿児島県（235 万円）でした。

東京都と沖縄県の格差は約 2.22 倍となり、前年の約 2.23 倍からわずかに縮小しましたが、その差は依然として大きいことがわかります。

オフィス石野より一言：

平成 22 年度がスタートしました！

街を歩いていても桜の舞う中、新入学生さんや新入社員さんらしい方の初々しい様子に思わず目が和みます。

そういえばオフィス石野が誕生したのは平成 13 年 4 月のこと。ちょうど 10 年目の春を迎えることとなります。皆様のご支援とご愛顧に心から感謝申し上げます。（拝）  
しっかり初心を思い出しつつ・・・10年目の桜を背に、前に進もうと思っています。